

事例番号:290045

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 32 週 6 日 羊水過多症、切迫早産、胎児消化管奇形疑いのため当該分娩
機関へ母体搬送後、入院

胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少、一過性頻脈消失を認
める

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 35 週 4 日

9:36 羊水過多、食道閉塞疑いの適応により帝王切開で児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:35 週 4 日

(2) 出生時体重:2116g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.353、PCO₂ 50.7mmHg、PO₂ 28.6mmHg、
HCO₃⁻ 27.6mmol/L、BE -1.2mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 4 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 食道閉鎖疑い、多発奇形

(7) 頭部画像所見:

生後 1 日 頭部 CT で硬膜下血腫、脳萎縮低形成、白質障害の可能性、視床高吸収を認める

生後 4 日 頭部 MRI で両側視床、基底核、中脳から延髄の T1 強調画像での高信号域を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 2 名、小児科医 1 名、麻酔科医 2 名

看護スタッフ: 助産師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 32 週 6 日以前に生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血による中枢神経障害であると考えられる。また、先天的要因が虚血性変化に関与した可能性もある。

(2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因は不明であるが、臍帯血流障害の可能性はある。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

(1) B 医療機関において、妊娠 32 週 6 日受診時、超音波断層法にて胃胞がみられないことから食道閉鎖を疑い、羊水過多症、胎児奇形疑い(食道閉鎖疑い)の診断で当該分娩機関へ母体搬送したことは一般的である。

(2) 当該分娩機関において妊娠 32 週 6 日に実施したノンストレスでノンリアクティブと判断し、帝王切開の同意書を取得したことは一般的である。

(3) 妊娠 33 週 0 日に羊水過多症に対して羊水除去を行ったことは選択肢のひとつである。

(4) 妊娠 33 週 3 日以降、胎児心拍数基線細変動消失と判断し、バイオフィジカスコアリング (BPS) で児の健常性に留意しつつ経過観察としたことについて、医学的妥当性には賛否両論がある。

(5) 妊娠 35 週 1 日に 3 日後の帝王切開を決定したことは一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 35 週 4 日に帝王切開術を実施したことは一般的である。
- (2) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(出生後直ちにバッグ・マスクによる人工呼吸開始)は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、胎盤の異常が疑われる場合、また重症の新生児仮死が認められた場合には、原因の解明に寄与することがある。

- (2) ノンストレステストにおいて基線細変動が消失している場合、その所見が継続する場合の対応について、施設内で検討し、勉強会や研修会を開催することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 入院前(陣痛開始前)に発症した異常が中枢神経障害を引き起こしたと推測される事例を集積し、原因や発症機序についての研究を推進することが望まれる。

イ. 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」に示された妊娠 20 週頃および 30 週前後の通常の超音波断層法の実施項目について、産婦人科医への周知徹底を図ることが望まれる。

【解説】本事例は妊娠 31 週までの羊水量等の記載がなかったため、実施項目について周知することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

- ア. 入院前(陣痛開始前)に発症した異常が中枢神経障害を引き起こしたと推測される事例の発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。
- イ. 分娩経過で異常が認められた場合や重症の新生児仮死が認められ、胎盤所見が重要な意味をもつ場合には、胎盤病理組織学検査が実施できるよう財政的に支援することが望まれる。